

四国厚生支局の指導医療官（医科担当）について

厚生労働省四国厚生支局では、医学上の専門的知見から、保険診療の取扱いや診療報酬請求の内容等について保険医療機関等に対する指導・監査等を行う指導医療官（医科担当）を募集しています。

◎指導医療官（医科担当）とは

- ・ 医師の資格をもち、
- ・ 厚生労働省の地方厚生(支)局又は都府県事務所に勤務し、
- ・ 保険医療機関等や保険医等に対する指導・監査等を行う厚生労働技官です。

◎主な職務内容

- ・ 保険医療機関等及び保険医等に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導又は個別指導等を行います。
- ・ 診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関等に対する監査を行います。
- ・ 保険者、審査支払機関、保険医療機関等及び保険医等に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導、助言を行います。

◎勤務条件等

- ・ 国家公務員（厚生労働技官）として採用されます。
- ・ 定年は満 65 歳になった年度の 3 月 31 日です。
- ・ 定年後にその者の後任の指導医療官を配置（採用）することが困難であると認められる場合には、定年後に 1 年更新で最大 3 年間の勤務延長ができる制度があります。（最長で 68 歳になった年度の 3 月 31 日まで）
- ・ 勤務地は、地方厚生(支)局（全国 8 か所）及び都府県事務所（39 か所）です。

※ 四国厚生支局における勤務地は、医療課又は指導監査課（いずれも高松市）、徳島事務所及び高知事務所の 3 か所です。
希望勤務地については、ご相談に応じます。

- ・ 給与は、医療職俸給表(一)が適用されます。（通勤手当、扶養手当等も支給されます。）
- ・ 勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。
- ・ 休日は、土日祝日及び年末年始、年次休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。
- ・ フレックスタイム制（始業・終業時間の自主的な決定）があります。
- ・ 職務に関する研修は、採用時及び定期的に行います。

◎採用基準について

- ・ 医師国家試験に合格した者であって、原則として当該試験合格後 5 年以上の者であること。
- ・ 日本国籍を有し、保険医（医師）として登録されている者であること。
- ・ 病院又は診療所において、原則として 5 年以上の臨床経験を有する者であること。
- ・ 社会保険及び保険診療を正しく理解し、このための知識の習得や医学上の専門的知識等の向上に積極的であると認められる者であること。
- ・ 指導医療官の職務を公平かつ適切に行い、誠実に遂行することができると認められる者であること。
- ・ 経歴や人物等、指導医療官として相応しいと認められる者であること。
- ・ 過去に健康保険法等に基づく保険医の取消処分を受けたことがない者であること。
- ・ 過去に療養担当規則に違反したことによる「戒告」又は「注意」を受けた場合は、当該措置から 6 ヶ月間以上が経過している者であること。



○お問い合わせ先

厚生労働省四国厚生支局総務課
087-851-9565（代表）